

議事概要

1 会 議 名	令和 8 年度第 1 回太宰府市景観・市民遺産審議会
2 開 催 日 時	令和 8 年 7 月 3 日（金） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 5
3 開 催 場 所	太宰府市役所 4 階大会議室
4 出 席 者 名	浅野委員（会長）、小野委員、林委員、杉原委員、河野委員、大森委員、須田委員、木村委員、西川委員、池田委員
5 議 題	【報告事項】 （1）令和 7 年度景観計画の届出状況について （2）令和 7 年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について （3）景観啓発事業について 【審議事項】 （1）第 9 回だざいふ景観賞について
6 内 容	
	<開会> 石田副市長挨拶 異動職員の自己紹介 【報告事項(1)】令和 7 年度景観計画の届出状況について 事務局 ※事務局より内容説明 委員 景観育成地区の届出は一般住宅が多いということだったが、規模の大きな集合住宅などはなかったのか。 事務局 集合住宅はないが、開発行為が少しあり、その土地が分譲され、それぞれの個人住宅が届け出るという状況だった。 委員 民泊やゲストハウスはあるか。

事務局	今回新築した建物が民泊になったものはないと思う。既に建っているものや空き家が民泊になるということは見受けられる。
委員	令和4年度から少しずつ、景観の届出件数が下がっていつているが、太宰府市内に住宅を建築する場所がなくなってきたということか。
事務局	詳細分析をしていないのでわからないが、建築場所が減っているというより、物価高騰など世の中の流れで減少傾向にあるのかもしれない。
会長	建物の建築確認申請の件数も下がっているのか。
事務局	確認申請については市で受け付けていないので詳細はわからない。
会長	確認申請の全体の件数が減っていないのに、景観の届出件数が減っていると問題であるため、確認申請数をなんらかの方法で把握し、届出との差が大きくないかをチェックする必要があるのではないか。
事務局	わかりました。
委員	参道南側の溝尻で予定されている民泊の件が自治会で問題になっているが、現在計画はどうなっているのか。
事務局	お尋ねの件は、現在空き地のままで、地元の話や協議があつているという話は聞くが、景観の届出はまだ出されていない状況である。
委員	景観の届出がないものに対する対処はどうしているのか。
事務局	文書を出して指導する。罰金や建て替えなどの強制するものはない。所有者に対してというより、工務店や不動産業者へ指導を行っている。
委員	規定の範囲外のものはあるのか。
事務局	規定の範囲外のものもわずかにある。届出もなく基準も守っていないものについては、厳しく指導している。しかし、その建物を改善させるまでには至っていない。
会長	景観計画を守らない件数が多くなると非常に良くない。届出漏れがないかきっちり把握する必要がある。基準を超えた上に届け出していないという件数が多くなるようだったら、条例を改正して罰則を付けることも考えざるを得ない。罰則の罰金というのが絶対ではなく、過料というものがある。これは行政秩序を守らない者に対して課すもので前科にはならない。しかし、普通の人には、罰金と過料の違いがわからないので、過料で

	も効果はあると思う。福岡市では勝手に空き缶を持ち去るものに対して罰金ではなく過料とし、結構効果が上がった経緯がある。今後状況をみておくように。
委員	那珂県土整備事務所が景観の届出のチェックをされているのか。
事務局	那珂県土整備事務所に景観の届出について周知するようお願いはしているが、届出をチェックしているかはよくわからない。また、民間の検査機関についても同様である。手続きしている業者に聞く限り、民間の検査機関によっては景観の届出を出すように言っているところもあるようだ。
会長	福岡県に太宰府市には景観条例があることを届出者に指導していただくよう文書を出して良いのではないかな。
委員	新築はほぼ一般住宅だと言われたが、商業施設などはないのか。外観変更についても商用施設なのか一般住宅なのか。
事務局	商業施設の届出はない。外観の変更に関しては、参道沿いの建物で塗り替えなどの外観の変更が数件上がってきている。
【報告事項(2)】令和7年度屋外広告物等に関する制度の申請状況について	
※事務局より内容説明	
委員	集計の見方だが、表の横に変更を除くと書いているが、変更を含んでいるのが正しいのではないかな。昨年と集計の方法が変わっているようだがどういうことかな。
事務局	集計した数字には変更が含まれている。 ※再確認したところ、年次経過のグラフや表について、過去の数字には変更が含まれていなかった。よって、R7年度の数字について、合計数は108件ではなく106件、更新が83件ではなく81件、更新のうち自家用が58件ではなく57件、日自家用が25件ではなく24件、全体の自家用件数が66件ではなく65件、非自家用が66件ではなく65件となる。
会長	太宰府市は他市町に比べると厳しい内容になっている。建物の中でも窓に付いていれば、それも対象としている。大きさについても、突出している部分があればそれも面積に含めている。かなりきっちりしたものとなっている。

	【報告事項3】景観啓発事業について ※事務局より内容説明 【説明事項(1)】第9回だざいふ景観賞について ※事務局より内容説明
会長	景観賞を作った目的は、市民に太宰府の景観について関心を持ってもらうためである。そして、その良い景観を創り出したり、努力している人に感謝するということでやってきた。その対象は市民公募で募り、人気投票で市民全体の意見も反映しながら、審議会の投票結果を重視し、景観賞を選んでいる。景観賞の表彰の内容も1回目は細かく分けたが、2回目から大賞・景観賞・市長賞の3つとした。市長賞に関して、前市長は自ら選んでいたが、今回は以前のおり景観を守るために努力をしている団体や個人に対して、市としての感謝をするというようなものを対象としたい。また、最近は応募が減ってきているし、写真コンテストのように写真の映りがどうかを重視したものもある。表彰の対象は、景観を維持し努力されている建物などの持ち主、そして推薦した人、建築物の場合は、設計した人についても表彰することとした。しかし、所有者のことを考えすぎたため、市が管理している場所は、市が市長を表彰するわけにはいけないので対象外としていたが、これもやはりおかしいとして、公的施設も対象とし、それを管理している人や協力している人を表彰することとした。
委員	戒壇院の菩提樹や庭は誰でも日常的にみることはできるのか。
事務局	夜間は閉じているが、昼は庭も菩提樹も写真のように見ることができる。
委員	選考対象作品と書かれているので、市民の方々は理解しづらいかもしれない。太宰府天満宮について、いろいろ入っているが、大樟は県指定天然記念物のものということか。
事務局	大樟については、応募者と話す機会があったが、西日が当たる心字池の横の樟が良いとは話されていたが、天満宮境内全体のクスノキを対象として良いと考えている。
委員	大樟というと国の天然記念物になっている樹齢1500年の大樟のことと認識しているので、このタイトルでは勘違いされるのではないか。
事務局	タイトルは、応募者が付けたタイトルそのままだったり、事務局が付け直したりすることがある。この大樟のタイトルは応募者が出されたものであるが、委員が言われるように大樟というと国指定天然記念物の大樟をイメージしてしまう。違うタイトルに変更することは可能である。
委員	太宰府天満宮の樟というより、天神の杜の樟のようにちょっと柔らかくした方が良い

	と思う。
会長	ご提案のとおりタイトルを変えたい。
委員	その他のタイトルで「梅園の看板」だが、結構大きな看板であるので、大きいと入れるだけでもイメージが違う。看板だけでは他と同じ看板にみられてしまうので、「梅園の大看板」のように考え直した方が良いのではないかな。
会長	いい提案である。採用させていただく。
委員	岩踏川ですが、どこからどこまでが岩踏川なのか。
委員	私たちは岩渕と言う。
事務局	明確な線引きはないと思う。明治時代に吉岡拝山が「太宰府十二勝」で太宰府の景観や名所を絵に描いたところが、この岩踏橋の所である。応募された方もそのことが書かれていたので、その付近の写真を掲載した。字名は岩渕で、川底に岩盤が露出しているこの付近一帯をそのように呼んでいると認識している。
会長	岩渕川と岩踏川、どちらが正式名称なのか。
委員	私は岩踏川と言っている。
委員	岩踏川に括弧で岩渕川とタイトルを付けた方が分かりやすいのではないかな。
事務局	地名は岩渕、川は岩踏川と言うことが多い。
会長	別名岩渕川と入れる必要はないかな。
委員	岩踏川のことを全然知らない人も多いので、もう少し説明が必要かなと思う。
委員	パッと見たときに、護岸はコンクリートブロックになっており殺風景でどこを評価して良いかわからない。よく読むと川底の岩を評価しているのかと思える。この写真だけでは全然良さが伝わらない。
委員	応募された人は、この写真のところを対象として出しているのか。
事務局	応募した人は少し歴史に詳しい方で、吉岡拝山が描いた場所で、現在はコンクリート張りになっているが、その当時の風景を若干残しているので、この写真の場所を応募されたようだ。

会長	この川について、歴史があり、その名残があるとして応募されているのであれば、その点についてもう少し丁寧な説明を加えてはどうか。
事務局	審査表に加筆したものを再度お送りいたします。
委員	小野家についてだが、他の小野家と間違われる。貸している店の風景ではなく、建物自体の風格を評価しているのであれば、その歴史を書かないといけない。
会長	小野家住宅では、かつて景観賞を受賞したものもあるので混乱を招く。ここは補助金などで修理したことがあるのか。その時は小野家住宅となっているのか。
事務局	小野家住宅として、補助金を出し修理している。
会長	同じ名前だと仮に賞を受賞した時に混乱を招くので、タイトルについては事務局と相談して決めたい。
委員	所有者についてだが、12 の TG Rose Garden は、日本経済大学ではなく学校法人都築育英学園ではないか。
事務局	修正する。
会長	次のことにはなるが、景観賞もネタ切れしてきているので、次回の第 10 回で景観賞は打ち止めしてはどうかと考えている。第 10 回は今までのような公募は辞めたい。そして、半分くらいは第 1 回から 9 回までの表彰したものをもう一度洗い直してみて、ちゃんとそのまま残っているのか確認し評価する。残り半分はこの審議会のメンバーが良いと思う景観を協議して決めるということをやってはどうか。また、これまで太宰府のマチの全体の景観を対象としたものがない。太宰府は風水思想によりマチができているという歴史があるのに四王寺山や宝満山から見た景観をその目線で一度も見していない。それを審議会で考えて、太宰府らしい景観をはっきりさせる。場合によっては、2 年後ではなく来年でも良いのではないか。
事務局	次回は 11 月を予定している。 (閉会挨拶)